

第79回 定時株主総会 招集ご通知

2020年4月1日～2021年3月31日

▶ 日時

2021年6月18日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

▶ 場所

東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル高輪 2階「桜花」
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

議決権行使期限

事前に書面またはインターネットにより

**2021年6月17日（木曜日）
午後5時15分まで**

に議決権をご行使くださいますようお願い
申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本株主総会当日のご来場につきましては、開催日時時点の感染状況やご自身の体調をご勘案のうえ、ご欠席の可能性も含めてご検討いただきますようお願いいたします。



なお、当社の対応につきましては当社ウェブサイトに掲載させていただいており、今後の状況変化により内容を随時更新いたします。

当社ウェブサイト

<http://www.soshin.co.jp/tousika/>

（「QRコード®」を読み取り接続することも可能です。）

Contents

■ 第79回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	
第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	

[添付書類]

■ 事業報告	25
■ 連結計算書類	44
■ 計算書類	46
■ 監査報告書	48

SOSHIN 双信電機株式会社

証券コード：6938

証券コード：6938
2021年6月1日

株 主 各 位

長野県佐久市長土呂800番地38
双信電機株式会社
代表取締役社長 上岡 崇

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、本株主総会当日のご出席にあたり、開催日時点の感染状況やご自身の体調をご勘案のうえ、ご欠席の可能性も含めてご検討いただきますようお願い申し上げます。事前に書面またはインターネットにより議決権をご行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2頁の「4. 議決権行使についてのご案内」に記載の方法により、2021年6月17日（木曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月18日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都港区高輪3丁目13番1号
グランドプリンスホテル高輪 2階 「桜花」
（末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第79期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第79期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
 - 第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月17日(木曜日) 午後5時15分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットによる議決権を行使される場合には、3頁から4頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご確認ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①～④の書類につきましては、法令および当社の定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知に記載しておりません。

①連結株主資本等変動計算書

②連結注記表

③株主資本等変動計算書

④個別注記表

◎なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております連結株主資本等変動計算書および連結注記表、ならびに株主資本等変動計算書および個別注記表も含まれております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

☐当社ウェブサイト <http://www.soshin.co.jp/tousika/library/>

## 議決権行使方法についてのご案内

### 1. 株主総会へのご出席



株主総会開催日時

**2021年6月18日（金曜日）午前10時**  
(受付開始：午前9時)

同封の議決権行使書用紙をそのまま会場受付へご提出ください。

### 2. 書面による議決権行使



行使期限

**2021年6月17日（木曜日）午後5時15分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 3. インターネットによる議決権行使

行使期限

**2021年6月17日（木曜日）午後5時15分入力分まで**

当社指定の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトURL <https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)



## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

- インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
- インターネットによる議決権行使は、2021年6月17日（木曜日）午後5時15分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

### 【パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。お願いします。

**三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート**  
**専用ダイヤル ☎ 0120-652-031(午前9時～午後9時)**

### 【その他のご照会】

|                                 |                                               |
|---------------------------------|-----------------------------------------------|
| 証券会社に口座をお持ちの株主様                 | お取引の証券会社あてにお問い合わせください。                        |
| 証券会社に口座のない株主様<br>(特別口座をお持ちの株主様) | 三井住友信託銀行 証券代行部<br>☎ 0120-782-031(平日午前9時～午後5時) |

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、着実に利益を確保し財務体質を強化するとともに、今後の事業展開などを総合的に勘案した安定配当の実現を目指しております。

当期の期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開ならびに収益の状況等を鑑み、次のとおりいたします。

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金2円  
配当総額 31,196,962円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年6月21日（月曜日）

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、社外監査役を監査等委員である取締役とすることにより、取締役会の監督機能強化等によるコーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 自然災害や感染症などの不測の事態等を踏まえた柔軟な株主総会運営を図るため、現行定款第12条第2項（開催地の指定に関する記載）の削除を行うものであります。
- (3) 自然災害や感染症などの不測の事態等が原因で、株主総会の開催が困難であると判断される場合においても遅滞なく剰余金の配当を可能とするため、取締役会においても配当決議を行うことを可能とすべく変更定款第29条（剰余金の配当）第1項の新設を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。（下線部分が変更箇所）

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

| 現行定款                                                    | 変更案                                                    |
|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 第1章 総則                                                  | 第1章 総則                                                 |
| 第1条～第3条<br>(条文省略)                                       | 第1条～第3条<br>(現行どおり)                                     |
| 第4条 (機関の設置)<br>当社は、取締役会、 <u>監査役、監査役</u><br>会及び会計監査人を置く。 | 第4条 (機関の設置)<br>当社は、取締役会、 <u>監査等委員会</u> 及<br>び会計監査人を置く。 |
| 第5条 (公告方法)<br>(条文省略)                                    | 第5条 (公告方法)<br>(現行どおり)                                  |

| 現行定款                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条<br/>(条文省略)</p>                                                                                            | <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条<br/>(現行どおり)</p>                                                                                        |
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条 (基準日)<br/>(条文省略)</p> <p>第12条 (招集の時期)<br/>当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。</p> <p><u>2 株主総会は、東京都各区内において開催する。</u></p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条 (基準日)<br/>(現行どおり)</p> <p>第12条 (招集の時期)<br/>(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>            |
| <p>第13条～第16条<br/>(条文省略)</p>                                                                                                                                     | <p>第13条～第16条<br/>(現行どおり)</p>                                                                                                                                 |
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (定員)<br/>当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>                                | <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条 (定員)<br/>当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、15名以内とする。</p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、3名以上4名以内とする。</u></p> |



| 現行定款                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第18条 (選任決議)<br/>(新設)</p> <p>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</p> <p>2 取締役の選任については累積投票によらない。</p>  | <p>第18条 (選任決議)<br/><u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>                                                                                                                          |
| <p>第19条 (任期)<br/>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 補欠又は増員によって選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> | <p>第19条 (任期)<br/>取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 補欠又は増員によって選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第20条 (取締役会)<br/> 取締役会は、法令に別段定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故ある場合は、予め取締役会で定めた順序によって他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し、これを発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>4 取締役が取締役会の決議の目的項目について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認があったものとみなす。</u></p> <p>5 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き取締役会において定める「取締役会規程」による。</p> | <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>4 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条 (取締役会)<br/> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し、これを発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>4 取締役が取締役会の決議の目的項目について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をするときは、取締役会の承認があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> |

| 現行定款                                                                                      | 変更案                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第21条 (代表取締役)<br/>取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p>                                          | <p>第21条 (代表取締役)<br/>取締役会は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>                                                 |
| <p>第22条 (役付取締役)<br/>当社は、取締役会の決議をもって取締役会長・取締役社長各1名、取締役副社長・専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> | <p>第22条 (役付取締役)<br/>当社は、取締役会の決議をもって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長・取締役社長各1名、取締役副社長・専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> |
| <p>第23条 (相談役及び顧問)<br/>(条文省略)</p>                                                          | <p>第23条 (相談役及び顧問)<br/>(現行どおり)</p>                                                                                        |
| <p>(新設)</p>                                                                               | <p>第24条 (重要な業務執行の決定の委任)</p>                                                                                              |
| <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>                                                               | <p>(削除)</p>                                                                                                              |
| <p>第24条 (定員)<br/><u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>                                              | <p>(削除)</p>                                                                                                              |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="163 163 435 193"><u>第25条 (選任決議)</u></p> <p data-bbox="232 201 742 344"><u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="163 400 379 430"><u>第26条 (任期)</u></p> <p data-bbox="232 438 742 542"><u>監査役の任期は、選定後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="208 586 742 690"><u>2 補欠によって選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p data-bbox="208 734 742 914"><u>3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="208 958 742 1062"><u>4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> | <p data-bbox="1019 163 1094 193">(削除)</p> <p data-bbox="1019 400 1094 430">(削除)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>第27条 (監査役会)</u><br/> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し、これを発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める「監査役会規程」による。</u></p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                              |
| <p><u>第28条 (常勤監査役)</u><br/> <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>                                                                                                             | <p>(削除)</p>                                                                                                                                              |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                 | <p>第5章 監査等委員会</p>                                                                                                                                        |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                 | <p><u>第25条 (監査等委員会の招集通知)</u></p>                                                                                                                         |
|                                                                                                                                                                             | <p><u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対し、これを発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="409 163 488 193">(新設)</p> <p data-bbox="217 424 681 455">第6章 取締役及び監査役の責任免除</p> <p data-bbox="163 500 632 530">第29条 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p data-bbox="232 538 737 752">当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間に、<u>当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p> <p data-bbox="368 843 526 873">第7章 計算</p> <p data-bbox="163 919 515 987">第30条 (事業年度)<br/>(条文省略)</p> <p data-bbox="163 1070 488 1138">第31条 (剰余金の配当)<br/>(新設)</p> | <p data-bbox="762 163 1146 193">第26条 (監査等委員会規程)</p> <p data-bbox="831 201 1342 344"><u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。</u></p> <p data-bbox="889 424 1214 455">第6章 取締役の責任免除</p> <p data-bbox="762 500 1230 530">第27条 (損害賠償責任の一部免除)</p> <p data-bbox="831 538 1342 752">当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u></p> <p data-bbox="973 843 1130 873">第7章 計算</p> <p data-bbox="762 919 1130 987">第28条 (事業年度)<br/>(現行どおり)</p> <p data-bbox="762 1070 1342 1289">第29条 (剰余金の配当)<br/>当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対してこれを支払う。</p> <p>2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第32条 (自己株式の取得)<br/>取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</p> <p>第33条 (配当金の除斥期間)<br/>(条文省略)</p> | <p>2 当社は、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対してこれを支払う。</p> <p>3 前2項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(削除)</p> <p>第30条 (配当金の除斥期間)<br/>(現行どおり)</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は本総会の終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、本総会の終結の時をもって効力を生じるものといたします。

候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                                 | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | かみ おか たかし<br>上 岡 崇<br>(1956年3月20日生)<br><b>再任</b> | 1978年3月 日本碍子株式会社入社<br>1997年4月 当社経営企画室長<br>1999年4月 日本碍子株式会社 エレクトロニクス事業本部電子企画部長<br>2007年6月 当社取締役<br>2013年6月 当社常務取締役<br>2014年6月 当社代表取締役社長（現任）<br>2018年4月 当社経営推進本部所管（現任） | 13,900株    |

#### 取締役候補者とした理由

上岡崇氏は、主に経営企画、財務、人事部門を経て、2007年に当社取締役に就任、2014年から当社代表取締役として「持続的な成長」と「収益力の向上」の達成に向けた陣頭指揮を執ってまいりました。管理部門における豊富な経験と高い知見、また企業経営の高い能力を有しており、今後も取締役として当社グループ全体の計画の推進と監督を適切に遂行できる人材と判断いたしました。



| 候補者番号 | ふり が な<br>氏 (生 年 月 日)                                 | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | すぎ やま まさ ひこ<br>杉 山 雅 彦<br>(1957年12月24日生)<br><b>再任</b> | 1989年 4月 日本碍子株式会社入社<br>2005年 7月 同社研究開発本部 商品開発センター<br>UNプロジェクトマネージャー<br>2008年 4月 当社技術本部長<br>2012年 6月 当社取締役<br>2018年 6月 当社常務取締役<br>2018年 6月 当社社長補佐技術担当 (現任)<br>2019年 4月 当社ものづくり革新本部所管<br>2020年 6月 当社代表取締役専務 (現任) | 3,000株     |

#### 取締役候補者とした理由

杉山雅彦氏は、日本碍子株式会社の研究開発部門を経て、2008年に当社技術本部長、2012年に当社取締役、2020年に当社代表取締役に就任しております。当社グループの技術、開発部門における豊富な経験と高い知見を有しており、今後も取締役として当社グループ全体の監督を適切に遂行できる人材と判断いたしました。

|   |                                                      |                                                                                                                                                                      |        |
|---|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 3 | たか はし ひろ みつ<br>高 橋 弘 光<br>(1960年9月25日生)<br><b>再任</b> | 2002年 8月 当社入社<br>2014年 4月 当社ものづくり革新本部長<br>2017年 6月 当社取締役<br>2019年 4月 当社情報通信事業本部所管<br>2019年 6月 当社常務取締役 (現任)<br>2020年 4月 当社ものづくり革新本部所管 (現任)<br>2021年 4月 当社品質保証本部長 (現任) | 1,700株 |
|---|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|

#### 取締役候補者とした理由

高橋弘光氏は、当社グループの生産技術、製造、調達、品質保証等の業務に携わり、2017年に当社取締役に就任しております。当社グループの技術、製造、調達、品質保証部門などの幅広い分野で豊富な経験と高い知見を有しており、今後も取締役として当社グループ全体の監督を適切に遂行できる人材と判断いたしました。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | 小林茂樹<br>(1962年10月30日生)<br><b>再任</b> | 1987年 4月 日本碍子株式会社入社<br>2015年 6月 同社電力事業本部営業企画部長<br>2016年 4月 当社EMC事業部長代理<br>2017年 4月 当社EMC事業部長<br>2018年 4月 当社EMC事業本部長<br>2018年 6月 当社取締役 (現任)<br>2019年 4月 当社パワーエレクトロニクス事業本部長 (現任) | 1,000株     |

#### 取締役候補者とした理由

小林茂樹氏は、日本碍子株式会社の電力事業部門を経て、2018年に当社EMC事業本部長、同年に当社取締役に就任しております。日本碍子株式会社の営業部門における豊富な経験と高い知見を有しており、今後も取締役として当社グループ全体の監督を適切に遂行できる人材と判断いたしました。

|   |                                    |                                                                                                                                                          |        |
|---|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 5 | 牧野善樹<br>(1962年4月21日生)<br><b>再任</b> | 1986年 4月 日本碍子株式会社入社<br>2001年 4月 同社R&DセンターBIUマネージャー<br>2005年 7月 当社営業本部第1営業次長<br>2007年 4月 当社営業本部第2営業部長<br>2018年 4月 当社情報通信事業本部長 (現任)<br>2019年 6月 当社取締役 (現任) | 1,000株 |
|---|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|

#### 取締役候補者とした理由

牧野善樹氏は、日本碍子株式会社で主に電子部品および開発品などの営業経験を経て、2018年に当社情報通信事業本部長、2019年に当社取締役に就任しております。電子部品業界における豊富な経験と高い知見を有しており、今後も取締役として当社グループ全体の監督を適切に遂行できる人材と判断いたしました。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                        | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6     | はたぐちひろし<br>畑 口 紘<br>(1940年4月8日生)<br><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b> | 1967年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)<br>1990年7月 当社顧問弁護士<br>1996年4月 日本弁護士連合会理事<br>2010年1月 畑口紘法律事務所所長(現任)<br>2011年6月 当社監査役<br>2015年6月 当社取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>弁護士 | 4,400株     |

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

畑口紘氏は、弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験を有しており、2015年に当社社外取締役に就任以降、取締役会において経営全般に対して提言を行うことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与しております。上記の通り適切な役割を果たしているため、今後も社外取締役として適切に経営の監督を遂行できる人材と判断いたしました。

|   |                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |
|---|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 7 | チョウスイソウ<br>張 瑞 宗<br>(1962年3月9日生)<br><b>新任</b> <b>社外</b> | 1987年10月 PHILIPS TAIWAN LIMITED入社<br>2011年8月 釜屋電機株式会社代表取締役社長<br>2012年12月 WALSIN TECHNOLOGY CORPORATION<br>副総経理<br>2019年10月 エルナープリントドサーキット株式会社<br>社外取締役(現任)<br>2020年3月 日通工エレクトロニクス株式会社<br>取締役(現任)<br>2020年4月 WALSIN TECHNOLOGY CORPORATION<br>総経理(現任)<br>2020年4月 釜屋電機株式会社代表取締役会長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>WALSIN TECHNOLOGY CORPORATION総経理<br>釜屋電機株式会社代表取締役会長<br>エルナープリントドサーキット株式会社社外取締役<br>日通工エレクトロニクス株式会社取締役 | 0株 |
|---|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

張瑞宗氏は、長年にわたる電子部品の製品開発、製造管理に関する豊富な経験と知見や、経営者として事業を牽引した実績を当社取締役会の監督機能強化に活かすことが期待できるため、社外取締役として適切に経営の監督を遂行できる人材と判断いたしました。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                               | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 8     | 陳 怡 光<br>(1971年12月28日生)<br><b>新任</b> <b>社外</b> | 2002年12月 DUPONT TAIWAN LIMITED入社<br>2012年9月 同社協理<br>2019年5月 WALSIN TECHNOLOGY CORPORATION<br>国際業務事業部協理<br>2020年5月 釜屋電機株式会社代表取締役社長(現任)<br>2020年5月 日通工エレクトロニクス株式会社<br>代表取締役会長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>釜屋電機株式会社代表取締役社長<br>日通工エレクトロニクス株式会社代表取締役会長 | 0株         |

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

陳怡光氏は、長年にわたる電子材料等に関する研究に伴う幅広い知見や、海外材料メーカー勤務時における豊富な営業経験を当社取締役会の監督機能強化に活かすことが期待できるため、社外取締役として適切に経営の監督を遂行できる人材と判断いたしました。

- (注) 1. 張瑞宗氏は、WALSIN TECHNOLOGY CORPORATIONの総経理を兼務しており、同社は情報通信事業において当社と競業関係にあります。他の候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 畑口紘氏、張瑞宗氏および陳怡光氏は、社外取締役候補者であります。
3. 畑口紘氏が社外取締役に就任してからの期間は、本総会の終結の時をもって6年になります。
4. 当社は、畑口紘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が社外取締役に選任され就任した場合には、引き続き同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は畑口紘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏が社外取締役に再任され就任した場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 張瑞宗氏および陳怡光氏が社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 当社は、取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。また、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、本総会の終結の時をもって効力を生じるものといたします。

候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                                                      | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                       | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | かわすみはるお<br>川 澄 晴 雄<br>(1957年5月3日生)<br><b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b> | 1981年4月 東芝テック株式会社入社<br>2012年4月 同社経理部次長<br>2014年4月 同社リスクマネジメント部長<br>兼経営監査室長<br>2015年7月 同社常勤監査役<br>2020年6月 当社常勤監査役(現任) | 0株         |

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

川澄晴雄氏は、2020年6月から当社常勤監査役を務めており、企業経営および財務に関する豊富な経験と高い知見を当社の監査・監督体制の強化に活かすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役として適切な人材であると判断いたしました。

|   |                                                                         |                                                                                                                                                                                                                             |        |
|---|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 2 | こばやし しげお<br>小 林 茂 雄<br>(1945年4月12日生)<br><b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b> | 1970年4月 株式会社日本興業銀行<br>(現 株式会社みずほ銀行) 入行<br>1996年1月 株式会社日本興業銀行証券営業部長<br>1998年5月 興銀証券株式会社<br>(現 みずほ証券株式会社) 常務取締役<br>2005年6月 東京空港交通株式会社専務取締役<br>2013年4月 公益財団法人みずほ育英会理事(現任)<br>2015年6月 当社監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>公益財団法人みずほ育英会理事 | 2,200株 |
|---|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

小林茂雄氏は、2015年6月から当社社外監査役を務めており、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を当社の経営全般の適切な指導、監査・監督体制の強化に活かすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役として適切な人材であると判断いたしました。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                                                       | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                            | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | すずき きん 哉<br>鈴木 欽 哉<br>(1953年11月7日生)<br><b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立役員</b> | 1979年10月 監査法人西方会計士事務所<br>(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所<br>1983年 8月 公認会計士登録<br>2014年 8月 公認会計士鈴木欽哉事務所所長 (現任)<br>2014年 8月 東海カーボン株式会社監査室長<br>2015年 6月 当社監査役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>公認会計士<br>リズム株式会社社外取締役 | 800株       |

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

鈴木欽哉氏は、2015年6月から当社社外監査役を務めており、公認会計士としての専門的な知識や経験を当社の適正な監査の実現のため適切な指導、監査・監督体制の強化に活かすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役として適切な人材であると判断いたしました。

|   |                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |    |
|---|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 4 | チン メイ セイ<br>陳 明 清<br>(1976年12月19日生)<br><b>新任</b> <b>社外</b> | 2003年 6月 FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION<br>入社<br>2010年 6月 TAIWAN TOTO CO.,LTD.課長<br>2011年 5月 SUMITOMO CORPORATION TAIWAN.,LTD.<br>襄理<br>2014年 4月 釜屋電機株式会社入社<br>2016年 9月 同社財務経理部部长 (現任)<br>2018年 4月 エルナープリントドサーキット株式会社<br>社外取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>釜屋電機株式会社財務経理部部长<br>エルナープリントドサーキット株式会社社外取締役 | 0株 |
|---|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

陳明清氏は、長年企業財務、経理業務による豊富な経験と知見を当社の適正な監査の実現のため適切な指導、監査・監督体制の強化に活かすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役として適切な人材であると判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 川澄晴雄氏、小林茂雄氏、鈴木欽哉氏および陳明清氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 川澄晴雄氏は現在当社の社外監査役であります。本総会の終結の時をもって監査役を退任いたします。同氏の社外監査役に就任してからの期間は、本総会の終結の時をもって1年になります。
4. 小林茂雄氏は現在当社の社外監査役であります。本総会の終結の時をもって監査役を退任いたします。同氏の社外監査役に就任してからの期間は、本総会の終結の時をもって6年になります。
5. 鈴木欽哉氏は現在当社の社外監査役であります。本総会の終結の時をもって監査役を退任いたします。同氏の社外監査役に就任してからの期間は、本総会の終結の時をもって6年になります。
6. 川澄晴雄氏、小林茂雄氏および鈴木欽哉氏が監査等委員である社外取締役に選任され就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
7. 当社は川澄晴雄氏、小林茂雄氏および鈴木欽哉氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
8. 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。川澄晴雄氏、小林茂雄氏および鈴木欽哉氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該契約を改めて締結する予定であります。
9. 陳明清氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
10. 川澄晴雄氏は、2015年7月から2019年6月まで、東芝テック株式会社の常勤監査役を務めており、在任中の2017年12月に同社の海外子会社において、2009年頃から2017年までの間、従業員による不正な会計処理が行われていた事案が公表されました。同氏は、日頃から取締役会等において、法令遵守の観点から営業活動全般について注意喚起を行ってまいりました。また、当該事案の認識後は、当該事案の事実関係につき、同社調査委員会から適宜報告を受けるとともに、再発防止策の策定、実施状況を確認し、適切な指摘を行うなど、監査役としての職責を果たしております。
- 当社は、取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されません。現在当社の監査役である川澄晴雄氏、小林茂雄氏および鈴木欽哉氏は、当該保険契約の被保険者であります。また、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2006年6月28日開催の第64回定時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますが、移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額はこれまでと同じ年額2億円以内（内、社外取締役分は3千万円以内）であること、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定も、これまでと同様に取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬について、その職位や個別の業績等に応じて、基本となる固定報酬および業績連動報酬で構成することを基本方針といたします。ただし、社外取締役については固定報酬のみといたします。本議案に係る報酬等の額は、当該基本方針に基づいて支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は7名であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は8名（内、社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額5千万円以内とすること、および監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名（内、社外取締役4名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。



## 第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって退任される取締役の國部守夫氏に対し、在任中の労に報いるため、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、当該退職慰労金につきましては、当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿って、当社の定める一定の基準内とするものであり、その内容は相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| ふりがな氏名          | 略歴                                     |
|-----------------|----------------------------------------|
| こくぶもりお夫<br>國部守夫 | 2015年6月 当社取締役（現任）<br>2019年4月 当社品質保証本部長 |

以上

## (添付書類)

# 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における国内外経済は、新型コロナウイルス感染症を早期に抑制した中国は回復を続ける一方、日本、米国、欧州は依然高水準で感染者が推移し回復が遅れるなど地域により回復テンポは異なりますが、全体的には新型コロナウイルス感染症が蔓延し始めた年度前半の落ち込みからは持ち直しつつあります。

このような状況のもと、当社グループの主要市場の状況は、ノイズ関連市場では中国経済の回復により工作機械市況が回復に転じたほか、第5世代移動通信システム（以下「5G」という。）の拡大やデータセンターの増強などにより半導体製造装置市況にも好転の兆しが見えました。

情報通信市場では、新規規格Wi-Fiと5Gなどの新市場拡大に加え、テレワークの増加でパソコン、タブレットなどの従来端末市場も堅調に推移しました。

また、上期に新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込んだ車載市場と電磁波ノイズ測定市場は下期初めから回復し始め、足許は堅調に推移しています。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高95億62百万円（前期比7.3%増加）、営業利益87百万円（前期は4億38百万円の損失）、経常利益43百万円（前期は4億34百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は、1億42百万円（前期は8億37百万円の損失）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりです。

#### 〔パワーエレクトロニクス事業〕

当セグメントの売上高は39億92百万円（前期比0.5%増加）となりました。

電磁波ノイズ測定は、国や自治体が要請した移動制限や自粛などにより当社と顧客工場との往来ができず減少し、フィルムコンデンサは新型コロナウイルス感染症の影響による交通インフラの設備投資抑制などにより減少しました。

一方ノイズフィルタは、中国経済の回復に伴う工作機械市場向けの増加や、半導体メーカーの設備投資需要などにより増加し、セグメント全体では売上高が増加しました。

営業損失は前期に比べわずかに減少した2億25百万円（前期は2億38百万円の損失）となりました。

### 【情報通信事業】

当セグメントの売上高は56億92百万円（前期比12.6%増加）となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響による自動車販売の落ち込みから車載用厚膜印刷基板は減少しましたが、テレワークの増加に伴うパソコン、タブレットの需要増などによりヒューズ用厚膜印刷基板は増加しました。

また、昨年度から量産を開始した新規規格Wi-Fi向け新製品や5G基地局向け製品の増加などにより積層誘電体フィルタも増加し、セグメント全体では売上高が増加しました。

営業利益は売上高の増加により2億14百万円（前期は2億39百万円の損失）となりました。

### ② 設備投資の状況および資金調達の状況

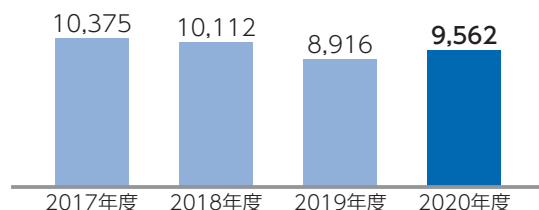
当連結会計年度における設備投資は、ノイズフィルタの製造設備や積層誘電体フィルタの製造設備、国内グループ会社工場の建屋増築を中心に5億79百万円実施しました。

また、当社は2020年6月29日に第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、15億円の資金調達を行いました。

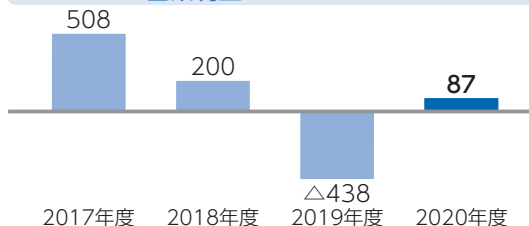
## (2) 財産および損益の状況

| 区 分                      | 2017年度<br>第 76 期 | 2018年度<br>第 77 期 | 2019年度<br>第 78 期 | 2020年度<br>第 79 期<br>(当連結会計年度) |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高<br>(百万円)             | 10,375           | 10,112           | 8,916            | 9,562                         |
| 営業利益<br>(百万円)            | 508              | 200              | △438             | 87                            |
| 経常利益<br>(百万円)            | 508              | 242              | △434             | 43                            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>(百万円) | 355              | 23               | △837             | 142                           |
| 1株当たり当期純利益<br>(円)        | 22.79            | 1.53             | △53.69           | 9.16                          |
| 総資産<br>(百万円)             | 13,739           | 12,880           | 11,422           | 14,328                        |
| 純資産<br>(百万円)             | 10,553           | 10,264           | 8,995            | 9,752                         |
| 1株当たり純資産額<br>(円)         | 676.57           | 658.05           | 576.69           | 625.23                        |
| 自己資本比率<br>(%)            | 76.8             | 79.7             | 78.8             | 68.1                          |

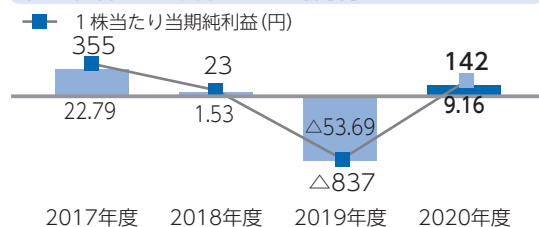
売上高 (単位：百万円)



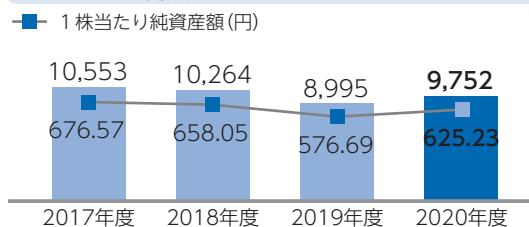
営業利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



純資産 (単位：百万円)



### (3) 重要な親会社および子会社の状況（2021年3月31日現在）

#### ① 親会社との関係

- イ. 日本碍子株式会社は、当社の株式6,346千株（議決権比率40.7%）を保有する親会社でしたが、釜屋電機株式会社が実施した公開買付けに応募した結果、2021年1月12日付で当社の親会社に該当しないこととなりました。
- ロ. 釜屋電機株式会社は、当社普通株式に対する公開買付けを実施した結果、6,254千株（議決権比率40.1%）を取得しましたが、当社の親会社には該当しません。

#### ② 親会社との間の取引に関する事項

- イ. 取引に当たって当社の利益を害さないように留意した事項  
少数株主に不利益とならないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しています。
- ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由  
市場等の客観的な情報をもとに、一般的な取引条件から逸脱するものではなく適正なものであると判断しました。
- ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見  
該当事項はありません。

#### ③ 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                                      | 資 本 金        | 当 社 の<br>出 資 比 率 | 主要な事業内容  |
|------------------------------------------------------------|--------------|------------------|----------|
| 双信デバイス株式会社                                                 | 100,000千円    | 100.0%           | 電子部品製造販売 |
| 双信パワーテック株式会社                                               | 100,000千円    | 100.0%           | 電子部品製造販売 |
| 立信電子株式会社                                                   | 50,000千円     | 100.0%           | 電子部品製造販売 |
| 双信エレクトロニクスマレーシア<br>(SOSHIN ELECTRONICS (M) SDN. BHD.)      | 16,000千リンギット | 100.0%           | 電子部品製造販売 |
| 双信華科技（深圳）有限公司<br>(SOSHIN ELECTRONICS (SZ) LIMITED)         | 7,686千中国元    | 100.0%           | 電子部品販売   |
| 双信エレクトロニクス・オブ・アメリカ<br>(SOSHIN ELECTRONICS OF AMERICA INC.) | 100千米ドル      | 100.0%           | 電子部品販売   |
| 双信電子（香港）有限公司<br>(SOSHIN ELECTRONICS (HK) LIMITED)          | 18,737千香港ドル  | 100.0%           | 電子部品販売   |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、安全・環境規制の強化、通信・交通インフラ網の拡充など事業機会は拡大しますが、長年当社グループを支えてきた一部製品は、顧客の設計変更や安価な競合品の台頭などによって構造的な需要減少に直面しています。また、高水準で感染が推移している新型コロナウイルス感染症の収束が更に長引けば、経済活動にも深刻な影響を及ぼすことが考えられます。

このような状況の中、当社グループは、「持続的な成長」と「収益力の向上」を基本方針として、新製品の市場投入と既存製品の市場シェア拡大により売上を伸ばし、安定的に10億円以上の営業利益を計上する高収益企業への転換を目標にしています。

目標の早期達成に向け、当期子会社の釜屋電機株式会社を通じて実質的な筆頭株主になったWALSIN TECHNOLOGY CORPORATIONグループ（以下「WALSINグループ」という。）との連携を加速し、同社グループが保有するグローバルな販売、調達チャンネルや低コストの製造技術などのリソースを最大限活用していきます。

##### 〔持続的な成長〕

ノイズ関連製品、積層誘電体フィルタ、厚膜印刷基板など当社グループの強みを活かせる製品に経営資源を傾斜配分し、当社グループの成長と利益の拡大を図ります。

また、WALSINグループが保有するグローバルな販売チャンネルを活用した製品の拡販と、WALSINグループとの連携による新製品開発を加速することにより新たなビジネスチャンスを創出し、更に事業を拡大していきます。

- ① ノイズ関連製品は、お客様の様々なニーズに対応するため製品ラインアップの拡充を進めています。また、当社の特長である電磁波ノイズ測定事業では、当社浅間工場に10メートル法大型電波暗室を有しているほか、全国対応可能な業界最多の6チームオンサイトテスト体制を整備しています。他社とのアライアンスにより業務範囲を拡大しており、ノイズフィルタの販売も含め電磁波ノイズ対策のリーディングカンパニーとして幅広いソリューションビジネスを展開していきます。
- ② 積層誘電体フィルタは、今後とも成長が期待できる高速大容量化に対応したWi-Fi、通信基地局や車載用などの通信機器市場を中心に、当社の特長ある異種接合技術や回路設計技術を活かした新規アプリケーション開発を行っています。今後とも成長が期待される5G向けなどの市場ニーズに応じた製品開発を加速し、タイムリーに市場投入していきます。
- ③ 厚膜印刷基板は、市場ニーズに応じた新製品の開発とお客様が求める技術開発、低コスト、高品質、納期遵守のものづくりを徹底していきます。今後とも新たな市場ニーズ探索を推進し、安定的に事業が拡大する方策を実行していきます。

### 〔収益力の向上〕

生産設備の自動化や生産拠点の再編による省力化の推進と、機動的な人員配置を行うことなどで生産性を向上し収益性の改善を図ります。

また、WALSINグループとの連携により、WALSINグループの低コスト製造技術の取り込みや海外拠点活用、グローバルな調達機能の活用により調達コストを低減し、更に収益性を改善していきます。

- ① 自動化が難しく手動で生産を行っている一部の製造工程において、他社とのアライアンスにより導入した自動化技術開発が完成し、次期から自動化設備を製造工程に投入します。また、工程の効率化を図るため検査の自動化を推進しています。このような取り組みにより、生産性向上と省人化による製造コストを削減するほか、品質改善による失敗コストを削減し、収益の向上を図っていきます。
- ② 製品の商流や工場の人員構成などの総合的な検討により、製品ごとに最適な生産工場を決定し生産拠点を再編していきます。特にコストの安価な双信エレクトロニクスマレーシアの一層の活用による製品の低コスト化を目指し、日本で生産している製品の移管を加速していきます。
- ③ 原材料の調達先集約や基幹部品の内製化、当社グループ全体の調達コストを削減し原価低減を図っていきます。また、多様な製品設計により増加した部品の点数を、技術部門主導で標準化・共通化することにより削減するなど全社的にコスト削減を進めていきます。
- ④ 生産計画業務の改善や生産リードタイムの短縮を推進して、お客様が欲しい時に欲しいものを供給できる体制を整備していきます。お客様指定の製品納期を遵守することは、製品の性能、価格などとともにお客様の満足度向上に直結する重要な要因と考えています。また、お客様のニーズにお応えするための活動推進は生産性の向上にもつながり、最終的には収益性の改善に貢献していくこととなります。このため従業員の多能工化を推進し、機動的な人員配置によるフレキシブルな生産体制を構築していきます。

### (5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは主として電子部品の製造販売を行っており、主な製品は次のとおりです。

| 区 分           | 主 要 品 目                                       |
|---------------|-----------------------------------------------|
| パワーエレクトロニクス事業 | ノイズフィルタ、プラスチックフィルムコンデンサ                       |
| 情 報 通 信 事 業   | 積層誘電体フィルタ、カプラ・バラコ、厚膜印刷基板、LCフィルタ、マイカコンデンサ、実装製品 |

## (6) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

### ① 当社の主要な営業所および工場

| 事業所名     | 所在地    | 事業所名   | 所在地     |
|----------|--------|--------|---------|
| 東京本社     | 東京都港区  | 大阪営業所  | 大阪府大阪市  |
| 浅間工場     | 長野県佐久市 | 名古屋営業所 | 愛知県名古屋市 |
| 千曲技術センター | //     | 九州営業所  | 福岡県北九州市 |

### ② 重要な子会社の事業所

| 会社名                                                        | 所在地         |
|------------------------------------------------------------|-------------|
| 双信デバイス株式会社                                                 | 宮崎県宮崎市      |
| 双信パワーテック株式会社                                               | 宮崎県都城市      |
| 立信電子株式会社                                                   | 長野県小諸市      |
| 双信エレクトロニクスマレーシア<br>(SOSHIN ELECTRONICS (M) SDN. BHD.)      | マレーシア マラッカ州 |
| 双信華科技(深圳)有限公司<br>(SOSHIN ELECTRONICS (SZ) LIMITED)         | 中国 深圳市      |
| 双信エレクトロニクス・オブ・アメリカ<br>(SOSHIN ELECTRONICS OF AMERICA INC.) | 米国 カリフォルニア州 |
| 双信電子(香港)有限公司<br>(SOSHIN ELECTRONICS (HK) LIMITED)          | 中国 香港湾仔     |

## (7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減 |
|------|--------|
| 745名 | 25名減   |

(注) 上記使用人数には、受入出向者を含み、出向者および臨時雇用者を含んでいません。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 394名 | 11名減   | 44.7歳 | 20.3年  |

(注) 上記使用人数には、受入出向者を含み、出向者および臨時雇用者を含んでいません。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| ① 発行可能株式総数    | 34,000千株                 |
| ② 発行済株式の総数    | 15,600千株 (自己株式1,519株を含む) |
| ③ 株主数         | 6,964名                   |
| ④ 大株主 (上位10名) |                          |

| 株 主 名                                           | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------|---------|---------|
| 釜屋電機株式会社                                        | 6,254千株 | 40.1%   |
| 日本碍子株式会社                                        | 786千株   | 5.0%    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                        | 548千株   | 3.5%    |
| 日本生命保険相互会社                                      | 453千株   | 2.9%    |
| JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY | 192千株   | 1.2%    |
| 双信電機社員持株会                                       | 186千株   | 1.2%    |
| YUANTA SECURITIES CO., LTD-RETAIL ACCOUNT       | 167千株   | 1.1%    |
| PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED          | 163千株   | 1.0%    |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                             | 160千株   | 1.0%    |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口6)                            | 131千株   | 0.8%    |

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (1,519株) を控除して計算しています。
2. 2021年1月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2021年1月15日現在で野村證券株式会社が220株 (株券等保有割合0.0%)、その共同保有者であるノムライインターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC) が405千株 (株券等保有割合2.6%)、野村アセットマネジメント株式会社が268千株 (株券等保有割合1.7%) を保有している旨が記載されています。しかし、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めていません。
3. 2021年3月26日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2021年3月25日現在で釜屋電機株式会社が7,757千株 (株券等保有割合45.4%)、その共同保有者であるWALSIN TECHNOLOGY CORPORATIONが317千株 (株券等保有割合2.0%) を保有している旨が記載されています。しかし、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めていません。

## (2) 新株予約権等の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況  
2020年6月29日付発行の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の内容は、次のとおりです。

|                  |                                 |
|------------------|---------------------------------|
| 新株予約権の数          | 15個                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式                            |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 2,504,173株                      |
| 転換価額             | 当初599円<br>(転換価額は一定の条件の下、調整される。) |
| 新株予約権の行使期間       | 2021年2月1日から2023年6月27日まで         |
| 社債の残高            | 1,500百万円                        |

### (3) 会社役員の様況

#### ① 取締役および監査役の様況 (2021年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名    | 担当および重要な兼職の様況         |
|----------|-------|-----------------------|
| 代表取締役社長  | 上岡 崇  | 経営推進本部所管              |
| 代表取締役専務  | 杉山 雅彦 | 社長補佐技術担当              |
| 常務取締役    | 高橋 弘光 | ものづくり革新本部所管           |
| 取締役      | 國部 守夫 | 品質保証本部長               |
| 取締役      | 小林 茂樹 | パワーエレクトロニクス事業本部長      |
| 取締役      | 牧野 善樹 | 情報通信事業本部長             |
| 取締役      | 畑口 紘  | 弁護士                   |
| 常勤監査役    | 川澄 晴雄 |                       |
| 監査役      | 小林 茂雄 | 公益財団法人みずほ育英会理事        |
| 監査役      | 鈴木 欽哉 | 公認会計士<br>リズム株式会社社外取締役 |

- (注) 1. 取締役 畑口紘氏は社外取締役です。なお、当社は畑口紘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
2. 監査役 川澄晴雄氏、小林茂雄氏および鈴木欽哉氏は社外監査役です。
3. 監査役 川澄晴雄氏は、財務に関する業務に従事した経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 監査役 鈴木欽哉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する専門的知見を有しています。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての社外取締役および監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

### ③ 取締役および監査役の報酬等の総額

#### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会が決議した「役員報酬内規」を取締役の個人別報酬の決定方針としています。その中で、当社の報酬は会社の持続的な成長、企業価値向上のためのインセンティブとなる報酬体系とし、個々の報酬は各職責に応じた適正な水準とする方針を規定しています。その方針を踏まえ、役員別の報酬構成に基づき、報酬の種類別の基準、割合を勘案し、取締役の報酬を決定しています。取締役会は社外役員の外的な視点からの意見を取り込み、「役員報酬内規」と照らし合わせ十分な検討を行った上で、当該方針に沿うものであると判断しました。

#### ロ. 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しています。

#### ハ. 取締役および監査役の報酬についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第64回定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。

監査役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第64回定時株主総会において年額5千万円以内と決議いただいています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

#### ニ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の決議に基づき代表取締役社長（経営推進本部所管）上岡崇に個人別の固定報酬、業績連動報酬および役員退職慰労金の配分ならびに金額の決定を委任しています。委任の理由は、当社全体の業況を俯瞰し各取締役の担当事業に対する評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためです。

#### ホ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分       | 支給人員 | 報酬等の種類別の総額 |         |         | 報酬等の総額     |
|-----------|------|------------|---------|---------|------------|
|           |      | 基本報酬       | 業績連動報酬等 | 退職慰労金   |            |
| 取締役       | 7名   | 104,630千円  | 3,360千円 | 9,830千円 | 117,820千円  |
| (内、社外取締役) | (1名) | (4,800千円)  | (—)     | (—)     | (4,800千円)  |
| 監査役       | 4名   | 16,350千円   | —       | 262千円   | 16,612千円   |
| (内、社外監査役) | (3名) | (13,200千円) | (—)     | (—)     | (13,200千円) |

- (注) 1. 上記には、2020年6月22日開催の第78回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでいます。
2. 業績連動報酬等は、当事業年度に計上した役員賞与引当金の繰入額を記載しています。
3. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金の繰入額を記載しています。

#### ヘ. 業績連動報酬等に関する事項

当社の業績連動報酬は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、本業で得られた利益である営業利益を主な算定の指標としています。算定方法は営業利益を基準として親会社株主に帰属する当期純利益、個々の貢献度も考慮し決定しています。なお、業績連動報酬は固定報酬の25%を超えない額とし、年1回6月に現金で支給することとしています。

当事業年度を含む営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益の推移は1. (2) 財産および損益の状況に記載のとおりです。

#### ト. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2020年6月22日開催の第78回定時株主総会決議に基づき、同総会の終結の時をもって退任した監査役に対し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりです。

- ・ 監査役1名に対し 4,200千円

#### ④ 社外役員に関する事項

##### イ. 重要な兼職先と当社との関係

| 区 分 | 氏 名   | 兼 職 先        | 兼 職 内 容 | 当 該 他 の 法 人 等 と の 関 係              |
|-----|-------|--------------|---------|------------------------------------|
| 監査役 | 小林 茂雄 | 公益財団法人みずほ育英会 | 理 事     | 公益財団法人みずほ育英会と当社の間には、特別な利害関係はありません。 |
| 監査役 | 鈴木 欽哉 | リズム株式会社      | 社外取締役   | リズム株式会社と当社の間には、特別な利害関係はありません。      |

##### ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名   | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                            |
|-----|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 畑口 紘  | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っています。                                                            |
| 監査役 | 川澄 晴雄 | 就任後に開催された取締役会11回の全てに出席し、主に企業経営および財務に関する豊富な経験と高い知見から、意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っています。同様に、就任後に開催された監査役会12回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。 |
| 監査役 | 小林 茂雄 | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、主に企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見から、意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っています。また、当事業年度に開催された監査役会16回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。 |
| 監査役 | 鈴木 欽哉 | 当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的知見から、意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を行っています。また、当事業年度に開催された監査役会16回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。       |

##### ハ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

| 氏 名  | 果 た す こ と が 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要                                           |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 畑口 紘 | 弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験から、取締役会において意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っており、経営の監督や取締役会の機能を強化する役割を果たしています。 |

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ  
 ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                         | 支 払 額    |
|-----------------------------------------|----------|
| 1. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額               | 34,500千円 |
| 2. 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 37,000千円 |

- (注) 1. 当社監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、1. の金額にはこれらの合計額を記載しています。
3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る）を受けています。

#### ③ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、収益認識に関する会計基準の導入に関する助言業務です。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案します。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、取締役および使用人の職務執行の法令、定款への適合および当社および当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制を構築し、運用する。

1. 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は、当社および当社子会社の取締役および使用人が遵守すべき法令、社内規程および企業倫理に関する行動指針を定めた「双信電機グループ企業行動指針」を策定し、取締役および使用人に配布し教育することにより周知徹底を図る。
  - (2) 当社は社会的責任を果たすための活動を統括する組織としてCSR全社委員会を設置する。さらにその実務推進の傘下組織としてコンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンス委員会規程」に基づき当社および当社子会社で法令、社内規程および企業倫理遵守の強化、徹底を図る。
  - (3) 法令および企業倫理の遵守を確実なものとするために、当社および当社子会社の取締役および使用人が「双信電機グループ企業行動指針」に反する行為や予兆に接した場合には所属長、関係部門長、人事部門、総務部門および業務監査部門に相談、報告する。さらに顧問弁護士に相談、通報するヘルプライン制度を設ける。なお、相談者には不利益な処遇が生じないよう保護を図る。
2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - (1) 当社は法令、社内規程（文書管理規程）に基づき文書の保存、管理を行い、取締役および監査役はこれらの情報を常時閲覧できる。
  - (2) 情報管理については「情報セキュリティ基本方針」に基づき定めた社内規程（情報セキュリティ規程）にて対応する。
3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 経営戦略遂行に関するリスクについては、関係職制において日々のリスク管理を行うとともに、予算策定プロセスと職務権限規程に基づいた設備投資、研究開発投資の決裁手続きにおいて、総合的に検討、分析を行い、リスクを回避、予防する。
  - (2) 法令、倫理、事件、事故、災害、品質および環境に関するリスクについては、発生を未然に防止するための全社統括組織としてCSR全社委員会を設置し、その傘下組織に危機管理委員会、コンプライアンス委員会、環境委員会、輸出管理委員会、全社安全衛生委員会および品質委員会を設ける。



(3) コンプライアンス委員会は、当社および当社子会社の取締役および使用人が遵守すべき事項を定めた「双信電機グループ企業行動指針」に基づき、法令、社内規程、企業倫理等のコンプライアンス全般に関する事項について社内への周知徹底とそのリスク発生を未然に防止するための業務を行う。

さらに環境保全、安全保障輸出管理、労働災害および品質管理の事案については、専門組織としての環境委員会、輸出管理委員会、全社安全衛生委員会および品質委員会がそれぞれの社内規程に基づきリスクの未然防止のための業務を行う。

(4) リスクが発生し、経営に重大な影響を及ぼすと予想される場合には、社長が危機管理委員長および必要なメンバーから成る対策本部もしくは現地対策本部を発足させ、対応策の検討、決定および実施にあたる。

4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は毎月定例の取締役会、また必要に応じて臨時の取締役会を開催し、重要事項に関する決議および職務の執行の報告を行う。また、意思決定をよりスピーディーに行うために取締役および本部長等が出席する経営会議を毎月2回開催する。

(2) 当社および当社子会社の取締役の日々の業務執行については、業務分掌規程において業務の範囲およびその責任について定め、職務権限規程で決裁プロセスおよび決裁者を定めることで権限委譲を行い、業務執行の効率化を図る。

5. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、当社および当社子会社の取締役および使用人が遵守すべき法令、社内規程、企業倫理に関する行動指針を定めた「双信電機グループ企業行動指針」を制定する。

(2) 当社および当社子会社の取締役および使用人が上記指針に反する行為や予兆に接した場合には所属長、関係部門長、人事部門、総務部門および業務監査部門に相談、報告する。さらに、ヘルプライン制度を設け顧問弁護士に相談、通報することができる。

(3) コンプライアンス委員会は上記指針の周知徹底を図る。さらに指針に反する行為、または予兆が当社グループに重大な影響を及ぼす恐れがある場合の対応にあたる。

(4) 当社子会社の事業運営に関しては、当該子会社の責任者が毎月開催される経営会議に出席し、重要事項に関する提案および事業状況の報告を行う。

6. 監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役が、その職務を補助する使用人の設置を求めた場合、または内部監査部門の人員に監査業務の補助を行うことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、必要な人員を配置する。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 上記の使用人または内部監査部門の補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分は、監査役の同意を得て行う。
  - (2) 上記の使用人または内部監査部門の補助者は、監査役からの指揮命令に服する。
8. 当社および当社子会社の取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制
  - (1) 当社および当社子会社の取締役は職務執行に関する不正行為、法令および定款に違反する重大な事実、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社監査役に報告する。
  - (2) 当社および当社子会社の使用人は職務執行に関する不正行為、法令および定款に違反する重大な事実、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに上司、関連部門の取締役または社内担当部門に報告し、報告を受けた上司、関連部門の取締役または社内担当部門は、直ちに当社監査役に報告する。
  - (3) 当社および当社子会社の取締役および使用人がヘルプライン制度等を通して相談、報告した事案はコンプライアンス委員会事務局より当社監査役に報告する。
  - (4) 当社監査役へ報告を行った当社および当社子会社の取締役および使用人に対し、そのことを理由にした不利益な処遇を禁止する。
9. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役は重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議、CSR全社委員会とその傘下委員会および業務監査部門による内部監査の報告会等に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めることができる。
  - (2) 監査役および監査役会は、代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
  - (3) 当社は、監査役の職務の執行において生ずる費用について、監査役が策定した予算を設けることとする。また、予算外の費用が生じる場合も、監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、処理する。

- 1 0. 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - (1) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、内部統制報告制度を構築、運用する。
  - (2) 内部統制報告制度の構築にあたり、円滑かつ効果的に運営するために「内部統制報告制度に関する規程」に基づき、その有効性を定期的、継続的に評価し、是正が必要な場合には速やかに見直しを図る。
  
- 1 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

当社および当社子会社は反社会的勢力等との関係を一切遮断することを基本方針とする。また、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について弁護士や警察等の外部専門機関と連携を図り、情報収集に努めるとともに毅然とした姿勢で組織的に対応する。また、「双信電機グループ企業行動指針」にも反社会的勢力からの不法、不当な圧力に対しては毅然とした態度と行動で対応することを明記し周知徹底を図る。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制
  - (1) 遵守すべき法令や制度に基づき策定した「双信電機グループ企業行動指針」および「競争法遵守ハンドブック」を当社および当社子会社の取締役および使用人に配布し、コンプライアンス意識の周知と法令遵守の強化、徹底を図った。
  - (2) 企業情報の重要性、秘密性を認識し秘密を保持することを目的として、当社の使用人とは秘密保持に関する誓約書を締結している。
  - (3) CSR全社委員会を年2回開催し、その傘下組織の1つであるコンプライアンス委員会を年5回開催した。コンプライアンス委員会では、コンプライアンス活動により抽出された事案等について審議を行い、個別に適切な対応を行った。
  - (4) 匿名のコンプライアンス意識調査アンケートを年2回実施した（8月：全体コンプライアンス調査、2月：品質コンプライアンス調査）。コンプライアンス意識の確認および問題点の調査、分析、解決を行った。併せて研修会も開催し、コンプライアンスの意識向上と法令遵守のための教育を行った。
  - (5) 取締役および監査役は、上記コンプライアンス活動の実施状況および実施計画についての報告を受け、法令遵守に対しての監督を行った。

## 2. リスク管理体制

- (1) 経営危機に関する情報については、CSR全社委員会の傘下組織の1つである危機管理委員会が平常時より情報の収集、分析を実施しリスクを判断した。
- (2) 環境保全、安全保障輸出管理、労働災害および品質管理の事案については、専門組織としての環境委員会、輸出管理委員会、全社安全衛生委員会および品質委員会がそれぞれのリスクを未然に防止するための活動を行い、その内容はCSR全社委員長が経営会議で取締役および監査役に報告した。
- (3) 情報のリスク管理については、情報システム部門による情報セキュリティ研修会を実施し、危機意識の共有と情報漏洩事故防止教育を行った。

## 3. 職務の執行体制

- (1) 当期は、取締役会を14回、経営会議を28回開催し、重要事項に関する決議および職務執行状況の報告を行った。
- (2) 取締役会で定めた職務権限規程に従って各職制に権限委譲を行い、経営に関する意思決定の効率化を図った。

## 4. 当社監査役の監査体制

- (1) 当期は、4月から株主総会までの期間は社外監査役2名を含む3名で構成される監査役会を4回開催し、株主総会から3月末までの期間は社外監査役3名で構成される監査役会を12回開催した。
- (2) 監査役は取締役会のほか、必要に応じ経営会議、CSR全社委員会およびその傘下の各委員会、業務監査室による内部監査の報告会に出席するとともに、各事業部門への往査等を通し業務の執行状況を確認した。
- (3) 監査役は監査の実効性を高めることを目的に業務監査室と情報交換し、監査法人とも四半期毎の定期会合等を通じて情報交換を行った。
- (4) 監査役は取締役の職務執行状況について調査を実施し、取締役が適正に業務を執行したことを確認した。

## 5. 財務報告体制

「内部統制報告制度に関する規程」に基づき、その有効性を評価し、財務報告に係る内部統制の活動状況を年2回、内部統制報告書を年1回、取締役および監査役に経営会議で報告した。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

| 科 目             | 金 額               | 科 目                | 金 額               |
|-----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| (資産の部)          | 千円                | (負債の部)             | 千円                |
| <b>流動資産</b>     | <b>7,547,509</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>1,930,568</b>  |
| 現金及び預金          | 2,313,352         | 支払手形及び買掛金          | 554,048           |
| 受取手形及び売掛金       | 2,995,225         | 電子記録債務             | 355,756           |
| 電子記録債権          | 731,486           | 未払金                | 321,173           |
| 商品及び製品          | 266,184           | 未払法人税等             | 39,294            |
| 仕掛品             | 395,850           | 賞与引当金              | 281,636           |
| 原材料及び貯蔵品        | 727,203           | 役員賞与引当金            | 4,360             |
| その他の            | 120,692           | その他の               | 374,301           |
| 貸倒引当金           | △2,483            | <b>固定負債</b>        | <b>2,645,409</b>  |
| <b>固定資産</b>     | <b>6,781,077</b>  | 転換社債型新株予約権付社債      | 1,500,000         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,786,551</b>  | 退職給付に係る負債          | 91,621            |
| 建物及び構築物         | 1,070,922         | 役員退職慰労引当金          | 58,033            |
| 機械装置及び運搬具       | 587,662           | 繰延税金負債             | 995,755           |
| 土地              | 853,379           | <b>負債合計</b>        | <b>4,575,977</b>  |
| 建設仮勘定           | 163,172           | (純資産の部)            |                   |
| その他の            | 111,416           | <b>株主資本</b>        | <b>9,547,280</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>70,221</b>     | 資本金                | 3,806,750         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,924,305</b>  | 資本剰余金              | 3,788,426         |
| 投資有価証券          | 99,938            | 利益剰余金              | 1,953,057         |
| 退職給付に係る資産       | 3,667,660         | 自己株式               | △953              |
| 繰延税金資産          | 53,980            | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>205,329</b>    |
| その他の            | 107,216           | その他有価証券評価差額金       | 12,197            |
| 貸倒引当金           | △4,489            | 為替換算調整勘定           | △229,955          |
|                 |                   | 退職給付に係る調整累計額       | 423,087           |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>       | <b>9,752,609</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>14,328,586</b> | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>14,328,586</b> |

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。

## 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

| 科 目             | 金 額      | 千円        |
|-----------------|----------|-----------|
| 売上高             |          | 9,562,741 |
| 売上原価            |          | 7,146,075 |
| 売上総利益           |          | 2,416,666 |
| 販売費及び一般管理費      |          | 2,329,170 |
| 営業利益            |          | 87,496    |
| 営業外収益           |          |           |
| 受取利息            | 618      |           |
| 受取配当金           | 4,031    |           |
| 助成金収入           | 12,079   |           |
| その他の            | 16,459   | 33,187    |
| 営業外費用           |          |           |
| 社債利息            | 2,042    |           |
| 社債発行費           | 25,544   |           |
| 為替差損            | 6,244    |           |
| 公開買付関連費用        | 40,397   |           |
| その他の            | 2,628    | 76,855    |
| 経常利益            |          | 43,828    |
| 特別利益            |          |           |
| 固定資産売却益         | 576      | 576       |
| 特別損失            |          |           |
| 固定資産除却損         | 4,861    |           |
| 弁护士報酬等          | 29,766   | 34,627    |
| 税金等調整前当期純利益     |          | 9,777     |
| 法人税、住民税及び事業税    | 25,513   |           |
| 法人税等調整額         | △158,679 | △133,166  |
| 当期純利益           |          | 142,943   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |          | 142,943   |

(注) 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しています。

# 計 算 書 類

## 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| (資産の部)          | 千円                | (負債の部)          | 千円                |
| <b>流動資産</b>     | <b>6,908,053</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>2,404,304</b>  |
| 現金及び預金          | 1,977,501         | 電子記録債務          | 355,756           |
| 受取手形            | 149,246           | 買掛金             | 985,269           |
| 電子記録債権          | 731,486           | 関係会社短期借入金       | 233,210           |
| 売掛金             | 2,785,688         | 未払金             | 279,540           |
| 商品及び製品          | 145,206           | 未払法人税等          | 37,562            |
| 仕掛品             | 87,360            | 未払費用            | 67,327            |
| 原材料及び貯蔵品        | 308,672           | 前受金             | 5,105             |
| 前払費用            | 37,861            | 預り金             | 21,512            |
| 関係会社短期貸付金       | 209,000           | 賞与引当金           | 209,510           |
| その他             | 478,512           | 役員賞与引当金         | 3,360             |
| 貸倒引当金           | △2,483            | その他             | 206,149           |
| <b>固定資産</b>     | <b>6,264,023</b>  | <b>固定負債</b>     | <b>2,364,133</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,834,485</b>  | 転換社債型新株予約権付社債   | 1,500,000         |
| 建物              | 693,492           | 役員退職慰労引当金       | 52,700            |
| 構築物             | 28,787            | 繰延税金負債          | 811,433           |
| 機械装置            | 256,981           | <b>負債合計</b>     | <b>4,768,437</b>  |
| 車両運搬具           | 826               | (純資産の部)         |                   |
| 工具器具備品          | 77,343            | <b>株主資本</b>     | <b>8,393,859</b>  |
| 土地              | 750,887           | 資本金             | 3,806,750         |
| 建設仮勘定           | 26,166            | 資本剰余金           | 3,788,426         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>64,199</b>     | 資本準備金           | 951,687           |
| ソフトウェア          | 63,966            | その他資本剰余金        | 2,836,738         |
| その他             | 232               | <b>利益剰余金</b>    | <b>799,636</b>    |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>4,365,338</b>  | 利益準備金           | 2,500             |
| 投資有価証券          | 68,471            | その他利益剰余金        | 797,136           |
| 関係会社株式          | 1,149,929         | 固定資産圧縮積立金       | 2,515             |
| 出資金             | 10,888            | 繰越利益剰余金         | 794,620           |
| 関係会社出資金         | 8,439             | <b>自己株式</b>     | <b>△952</b>       |
| 従業員に対する長期貸付金    | 7,300             | 評価・換算差額等        | 9,779             |
| 長期前払費用          | 2,052             | その他有価証券評価差額金    | 9,779             |
| 前払年金費用          | 3,061,605         |                 |                   |
| その他             | 61,141            |                 |                   |
| 貸倒引当金           | △4,489            |                 |                   |
| <b>資産合計</b>     | <b>13,172,077</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>8,403,639</b>  |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>13,172,077</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

## 損益計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

| 科 目                   |           | 金        | 額         |
|-----------------------|-----------|----------|-----------|
|                       |           |          | 千円        |
| 売 上                   | 高 価       |          | 9,216,891 |
| 売 上                   | 原 価       |          | 7,121,665 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 総 利 益     |          | 2,095,225 |
| 営 業 外 収 益             | 営 業 利 益   |          | 1,989,433 |
| 受 取 利 息               | 受 取 配 当 金 | 1,247    |           |
| 為 替 差 益               | 賃 貸 料     | 3,487    |           |
| そ の 他                 |           | 2,160    |           |
| 営 業 外 費 用             |           | 58,632   |           |
| 支 払 利 息               |           | 11,877   | 77,405    |
| 社 債 利 息               |           | 1,167    |           |
| 社 債 発 行 費 用           |           | 2,041    |           |
| 公 開 買 付 関 連 費 用       |           | 25,544   |           |
| 賃 貸 費 用               |           | 40,396   |           |
| そ の 他                 |           | 3,265    |           |
| 経 常 利 益               |           | 2,460    | 74,876    |
| 特 別 利 益               |           |          | 108,321   |
| 特 別 損 失               |           |          |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         |           | 576      | 576       |
| 固 定 資 産 除 却 損         |           | 3,392    |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     |           | 14,750   |           |
| 弁 護 士 報 酬 等           |           | 29,765   | 47,908    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |           |          | 60,988    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |           | 16,482   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         |           | △110,674 | △94,192   |
| 当 期 純 利 益             |           |          | 155,180   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。



# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

双信電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

|                    |       |   |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水 | 上 | 圭 | 祐 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐 | 瀬 |   | 剛 | Ⓔ |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、双信電機株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、双信電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

双信電機株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

|                    |       |   |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 水 | 上 | 圭 | 祐 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐 | 瀬 |   | 剛 | Ⓔ |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、双信電機株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

双信電機株式会社 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 川 | 澄 | 晴 | 雄 | Ⓔ |
| 監査役   | 小 | 林 | 茂 | 雄 | Ⓔ |
| 監査役   | 鈴 | 木 | 欽 | 哉 | Ⓔ |

注) 監査役 川澄晴雄、小林茂雄、鈴木欽哉は、「会社法」第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



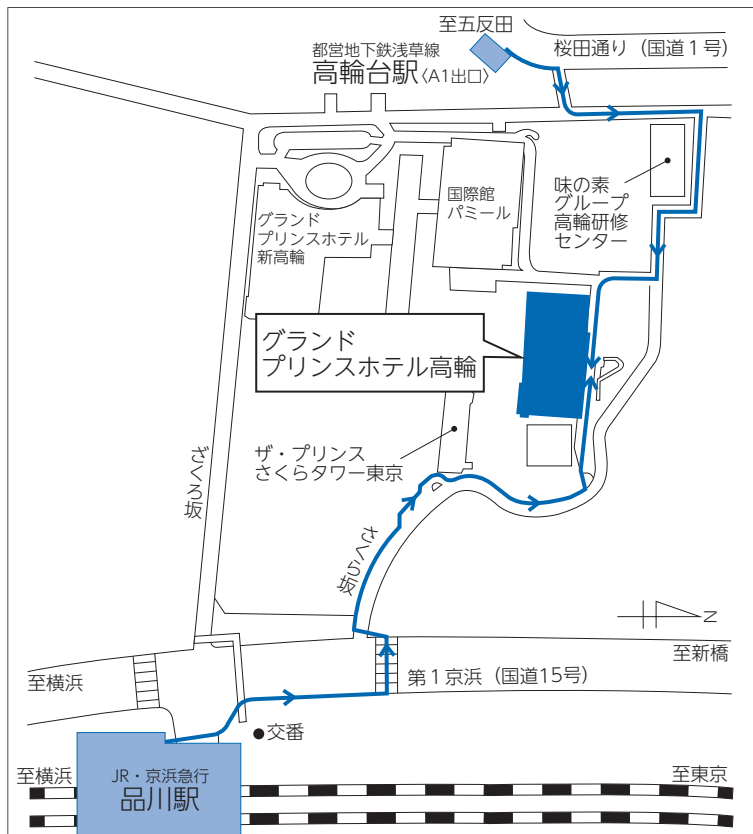
# 株主総会会場のご案内図

東京都港区高輪3丁目13番1号  
グランドプリンスホテル高輪  
2階「桜花」  
電話 03-3447-1111

## 交通機関

- \* JR線・京浜急行線  
品川駅（高輪口）下車 徒歩8分
- \* 都営地下鉄浅草線  
高輪台駅（A1出口）下車 徒歩6分

専用の駐車場がございませんので、お車  
でのご来場はお控えいただき、公共の交  
通機関をご利用くださいますようお願い  
申し上げます。



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本株主総会当日のご来場  
につきましては、開催日時時点の感染状況やご自身の体調をご勘案のうえ、  
ご欠席の可能性も含めてご検討いただきますようお願いいたします。  
なお、当社の対応につきましては当社ウェブサイトに掲載させていただ  
いており、今後の状況変化により内容を随時更新いたします。  
当社ウェブサイト <http://www.soshin.co.jp/tousika/>  
(「QRコード®」を読み取り接続することも可能です。)

